

## 新型コロナウイルスに対する当社対応方針について

当社は、新型コロナウイルスに対する社内外への感染被害抑止と、本社を始めとする各拠点（東京・大阪・福岡・札幌・名古屋・神奈川）に勤務する従業員の安全確保を最優先に、2020年3月12日より当面の間、以下の対応を実施します。

当社は、今後も政府の発生段階区分に合わせた行動計画に基づき迅速に全社の対応方針を決定してまいります。

関係各社の皆様におかれましては、大変なご不便・ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 【 対応方針の概要 】

#### ■ 職域の感染予防

##### ・ 職域の消毒

▷ 物の表面の消毒には、アルコール消毒薬（70%）および次亜塩素酸ナトリウム（0.1%）を用いる。

（不特定多数の人が触れるドアノブ、階段の手すり、エレベーターの操作盤などを定期的に消毒することで接触感染予防を行う。）

##### ・ ソーシャルディスタンス（他人との接触機会を減らす）

▷ 感染機会を低下させるために職域においては、

① 人が集まる休憩室や食堂等の利用を原則禁止する。

② 対面での業務を減らす。

③ 人との間の距離を2m以上に保つ。

などの工夫を行う。

#### ■ 人事施策

- ・ 感染者や接触者として自宅待機や在宅勤務を余儀なくした場合、また家族の看病や子供の学校の休校のため出勤できない場合等は、例外的な人事施策の運用を行う。

項 目	備 考
自宅待機中の社員に対する給与の取扱い	会社指示の場合は有給とする。
健康弱者（慢性疾患のある者・高齢労働者）への配慮	上長判断にて出勤免除とする。（有給）
通勤への配慮（公共交通機関利用者）	時差出勤・在宅勤務の導入。（実施詳細は会社通達による。）
在宅勤務に必要な環境の整備（通信環境）	通信費用として実費相当額を支給する。

## ■ 対外的施策

- ・ 感染抑止を遂行するために以下の行動を実施する。
  - ▷ 社内外における会議の原則オンライン化  
社外の方との会議および社内の会議については、原則テレビ会議等のオンラインとする。
  - ▷ 不要不急の出張の禁止  
国外はもとより国内出張においても、不要不急の出張を原則禁止。(上長判断)
  - ▷ 展示会等を含む、他社主催イベントへの参加を禁止。  
業務上参加する展示会等を含む、他社主催のイベントについても、参加人数および規模の如何に関わらず参加を禁止。

※ 本日時点で3月31日(火)までの実施を予定。以降については、状況を鑑みながら随時対応してまいります。

以上